

坂出市生活排水処理施設整備計画  
(案)

香川県 坂出市

---

# 目 次

1. 生活排水処理施設整備計画	1
1.1 生活排水処理施設整備計画の概要	1
1.2 生活排水処理施設の概要	1
1.3 坂出市生活排水処理施設整備計画の概要	3
1.4 坂出市生活排水処理施設整備計画の見直し	3
2. 坂出市の現状と課題	4
2.1 生活排水処理施設の整備状況	4
2.2 坂出市の将来人口の見通し	4
2.3 生活排水処理施設の課題	5
3. 坂出市生活排水処理施設整備計画（案）の内容	6
3.1 坂出市生活排水処理施設整備計画の見直し方針	6
3.2 坂出市生活排水処理施設整備計画（案）	6

---

## 1. 生活排水処理施設整備計画

### 1.1 生活排水処理施設整備計画の概要

「生活排水処理施設」は、家庭や事業所などから排出されるし尿や雑排水などの汚水を処理し、環境に適した水質に改善する施設のことです。

「生活排水処理施設整備計画」は、市内全域を対象に河川や海域などの水質保全と生活環境の改善を目的とした、生活排水処理施設の整備計画です。

この生活排水処理施設整備計画には、県と市町が策定する計画がそれぞれあり、香川県では平成27年度に「第4次香川県全県域生活排水処理構想（以下、第4次構想という。）」を策定して、生活排水処理施設の整備を進めてきました。その結果、香川県の令和5年度末時点の汚水処理人口普及率（行政人口に対する生活排水処理施設が利用可能な人口の割合、以下、普及率という。）は81.9%となりました。しかし、全国平均の93.3%と比較すると香川県の普及率は十分な状況ではないため、生活排水処理施設の整備をより一層効率的に進めていく必要があります。

また、生活排水処理施設整備計画は、10年ごとに見直して新たな計画を策定することになっています。このため、香川県では令和6年度から第4次構想を見直し、「第5次香川県全県域生活排水処理構想（以下、第5次構想という。）」の策定作業を進めています。

### 1.2 生活排水処理施設の概要

生活排水処理施設には、管路で汚水を1箇所（処理場）に集めて処理する「集合処理施設」（主に、公共下水道）と各家庭・事業所の敷地に設置した浄化槽で汚水を個別に処理する「個別処理施設」（主に、合併処理浄化槽）があります。

この「集合処理施設」は、処理場でまとめて処理を行うため、維持管理の手間が集約されることから、市街地や家屋がまとまった集落に対しての整備が効率的です。一方、散在している家屋に対しての整備は、「個別処理施設」が効率的です。

なお、し尿のみを処理し、雑排水は処理しない単独処理浄化槽は、生活排水処理施設には該当しません。このため、合併処理浄化槽に転換し、し尿と雑排水を併せて処理することで、河川や海域などの水質保全に寄与するよう努める必要があります。

以下に、図1.1 生活排水処理施設の整備イメージおよび表1.1 生活排水処理施設の種類を示します。



図 1.1 生活排水処理施設の整備イメージ（出典：全国浄化槽推進市町村会議 HP）

表 1.1 生活排水処理施設の種類

主管	事業区分	
	集合処理	個別処理
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道</li> <li>特定公共下水道</li> <li>特定環境保全公共下水道</li> <li>流域下水道</li> <li>都市下水路</li> </ul>	-
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業集落排水施設</li> <li>漁業集落排水施設</li> <li>林業集落排水施設</li> <li>簡易排水施設</li> </ul>	-
総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模集合排水施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定地域生活排水処理施設</li> <li>個別排水処理施設</li> </ul>
環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ・プラント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人設置型合併処理浄化槽</li> </ul>

### 1.3 坂出市生活排水処理施設整備計画の概要

本市では、平成27年度の第4次構想の策定と連携して、坂出市生活排水処理施設整備計画を策定しました。

その後、人口減少やそれに伴う財政の逼迫などから、公共下水道の整備に長期間を要する整備計画を持ち続けることが現実的でないこと、坂出市の今後のまちづくりの基本方針を示す「坂出市立地適正化計画」との整合を図る必要があったことなどから、令和元年度に坂出市生活排水処理施設整備計画を見直しています。この見直しの主な内容は、公共下水道で整備する方針であった区域の一部を、合併処理浄化槽の設置・普及を進める方針に見直すものでした。

本市では、この坂出市生活排水処理施設整備計画に基づいて、集合処理施設の公共下水道および個別処理施設の合併処理浄化槽の整備・普及を進めてきました。その結果、坂出市の令和5年度末時点の普及率は69.6%となりました。

### 1.4 坂出市生活排水処理施設整備計画の見直し

現在、第4次構想策定から約10年が経過し、県が第5次構想の策定作業を進めているため、本市はこれと連携し、新たな坂出市生活排水処理施設整備計画を策定する必要があります。また、本市においては、令和5年度末時点の普及率が低いこと、第4次構想策定以降に社会情勢などが以下のように変化していることなどに対応するためにも、現在の計画を見直す必要があります。

- ① 高齢化および少子化社会の進行に伴う人口の減少傾向、空き家の増加
- ② 社会資本整備に求められる、より効率的・効果的な事業の執行
- ③ 地方公共団体の財政の逼迫化
- ④ 生活排水処理施設の老朽化の進行および施設ストックの増大
- ⑤ 生活排水処理施設の新設から維持管理・改築更新への重点化
- ⑥ 耐震化および長寿命化による生活排水処理施設の持続性
- ⑦ 豊かな海を目指す事業の推進

## 2. 坂出市の現状と課題

### 2.1 生活排水処理施設の整備状況

本市の普及率は、令和5年度末で69.6%となっており、整備手法別では公共下水道29.0%、合併処理浄化槽40.6%となっています。

以下に、表2.1 整備人口および普及率（令和5年度末）および図2.1 整備人口および普及率（令和5年度末）を示します。

表 2.1 整備人口および普及率（令和5年度末）

整備手法		整備人口（人）	普及率（%）
集合処理施設	公共下水道	14,522	29.0
個別処理施設	合併処理浄化槽	20,359	40.6
未整備		15,224	-
合計		50,105	69.6

注：整備人口とは、以下の人口のことになります。

公共下水道…下水管が整備され、下水道が利用可能な地区の人口

合併処理浄化槽…上記地区以外で、合併処理浄化槽を設置している人口

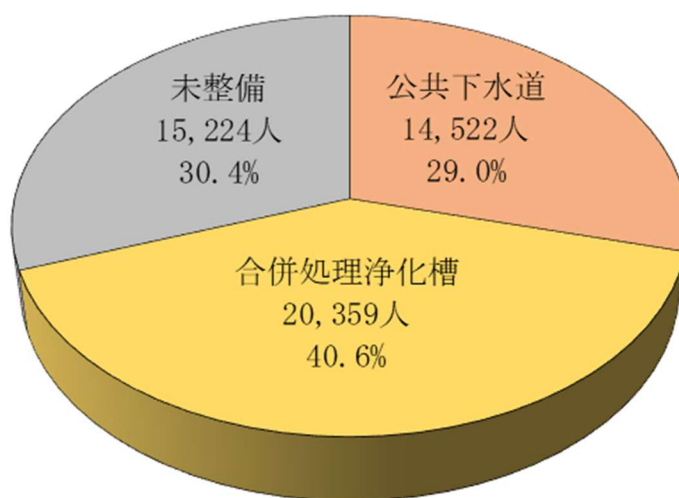


図 2.1 整備人口および普及率（令和5年度末）

### 2.2 坂出市の将来人口の見通し

本市の将来人口は減少傾向が続き、令和22年度には人口が約4万人となることが予想されております。

以下に、表2.2 坂出市の将来人口および図2.2 坂出市の将来人口を示します。

表 2.2 坂出市の将来人口

年次	令和 7 年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 27 年度
人口	48,036	45,369	42,758	40,124	37,488

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」  
(令和 5 年 12 月推計)

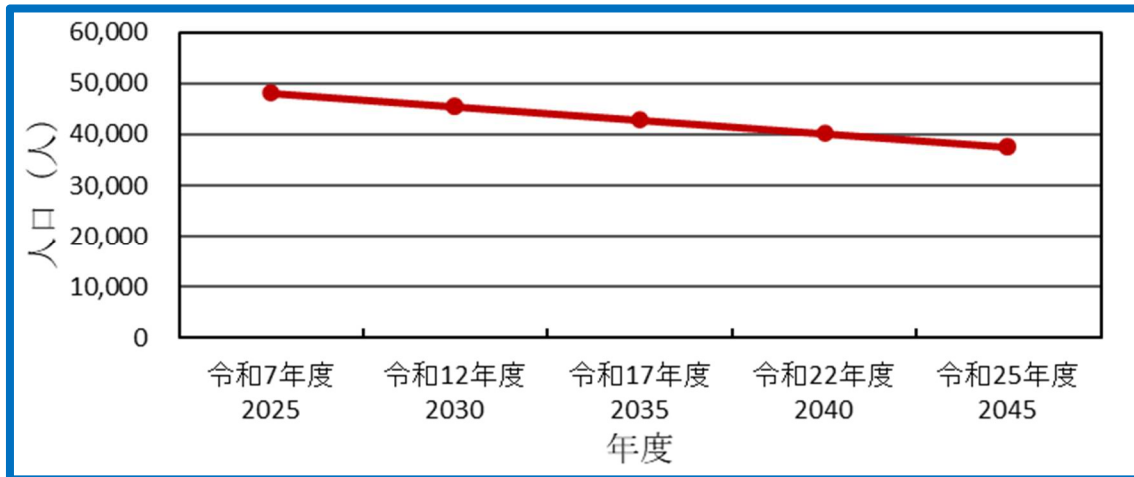


図 2.2 坂出市の将来人口

### 2.3 生活排水処理施設の課題

本市は、高齢化や少子化社会の進行に伴う人口の減少や、これに起因する財政の逼迫が予測されています。このことを踏まえ、生活排水処理施設において生じている課題は、以下の通りです。

#### ① 公共下水道

公共下水道で整備する方針の区域 (684ha) のうち、約 51.8%の区域が整備済み (令和 5 年度末時点：354.39ha) のため、残る約 48.2%の区域の整備を進めていく必要があります。また、公共下水道が整備された地域では、整備された下水管への接続が求められていますが、接続済みの人口は約 80.5%にとどまっており、今後も接続を促す必要があります。

#### ② 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の普及を進め、単独処理浄化槽などからの転換に努めていく必要があります。

### 3. 坂出市生活排水処理施設整備計画（案）の内容

#### 3.1 坂出市生活排水処理施設整備計画の見直し方針

近年、本市の生活排水処理施設の整備を取り巻く社会情勢（人口減少・少子高齢化）や経済情勢（事業費の削減、税収の減少）が変化する中で、未整備地区の早期整備や増大した生活排水処理施設の老朽化や改築・更新などに対応した構想の見直しが求められています。

そこで、人口減少などの社会情勢の変化や逼迫する財政状況への対応を目的とした生活排水処理施設整備計画の見直しを行います。

#### 3.2 坂出市生活排水処理施設整備計画（案）

本計画における生活排水処理施設の整備方針は、以下の通りになります。

##### ①公共下水道

- ・公共下水道で整備する方針の区域で未整備地区の整備を継続して進めていきます。
- ・既存の施設を継続して適切に維持管理していきます。

##### ②合併処理浄化槽

- ・合併処理浄化槽の普及に努めていきます。
- ・補助金を交付するなどして、単独処理浄化槽などからの転換に努めていきます。

今後も、公共下水道の整備状況および施設の老朽度、合併処理浄化槽の設置状況等を勘案して生活排水処理施設の整備方針を検討するとともに、必要に応じて柔軟な見直しを行っていきます。